

茨城県公衆浴場法施行条例新旧対照表

改正案	現行
<p>第 1 条～第 5 条 (略)</p> <p>(営業者の遵守すべき事項)</p> <p>第 6 条 営業者の遵守すべき事項は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、前条第 2 号に規定する公衆浴場については、第 3 号、第 4 号、第 7 号、第 8 号、第 10 号、第 18 号及び第 19 号の規定は適用しない。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 浴槽水は、次の基準に適合するよう水質を管理すること。ただし、薬湯、温泉等を使用するためこの基準(ア又はイに限る。)によることが困難な場合であつて知事が衛生上支障がないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>ア 濁度は、5 度以下であること。</p> <p>イ <u>有機物(全有機炭素(TOC)の量)は 1 リットルにつき 8 ミリグラム以下又は過マンガン酸カリウム消費量は 1 リットルにつき 25 ミリグラム以下であること。</u></p> <p>ウ 大腸菌群は、1 ミリリットルにつき 1 個以下であること。</p> <p>エ レジオネラ属菌は、検出されないこと。</p> <p>(4)～(17) (略)</p> <p>(18) <u>7 歳以上</u>の男女は、混浴させないこと。</p> <p>(19) (略)</p> <p>第 7 条及び第 8 条 (略)</p>	<p>第 1 条～第 5 条 (略)</p> <p>(営業者の遵守すべき事項)</p> <p>第 6 条 営業者の遵守すべき事項は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、前条第 2 号に規定する公衆浴場については、第 3 号、第 4 号、第 7 号、第 8 号、第 10 号、第 18 号及び第 19 号の規定は適用しない。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 浴槽水は、次の基準に適合するよう水質を管理すること。ただし、薬湯、温泉等を使用するためこの基準(ア又はイに限る。)によることが困難な場合であつて知事が衛生上支障がないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>ア 濁度は、5 度以下であること。</p> <p>イ _____ _____ <u>過マンガン酸カリウム消費量は、1 リットルにつき 25 ミリグラム以下であること。</u></p> <p>ウ 大腸菌群は、1 ミリリットルにつき 1 個以下であること。</p> <p>エ レジオネラ属菌は、検出されないこと。</p> <p>(4)～(17) (略)</p> <p>(18) <u>10 歳以上</u>の男女は、混浴させないこと。</p> <p>(19) (略)</p> <p>第 7 条及び第 8 条 (略)</p>